

令和3年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木) 午後1時30分から午後3時06分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大会議室

3. 出席委員 (23名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重雄	利
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	
〃	9番	猪口実	〃			
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和廣	隆
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷隆修	司
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤修	
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永正	

4. 欠席委員 (1名)

委員 20番 香川恵 委員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：16名)

旧市	霜田英之	邑美	山根昌博
せんだい	森尾一由	高草	民谷富男
湖南	木浪哲夫	国府町	山本良文
国府町	山脇隆	福部町	平林久雄
福部町	谷口泰彦	用瀬町	小林照美
用瀬町	池本和明	佐治町	山下増治
気高町	浜辺信康	鹿野町	橋本和夫
鹿野町	小林洋	青谷町	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 16号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 17号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 18号 非農地証明について
議案第 19号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 20号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第3回鳥取市農業委員会総会を開会します。</p> <p>(鳥取市農業委員会憲章唱和)</p>
事務局 長	<p>会長あいさつをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局 長	<p>最初に定足数の確認を行います。本日欠席農業委員は議席番号20番の香川委員から欠席の報告をいただいています。24名中、23名の出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します</p> <p>以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、議席番号21番 柳田委員、22番 石谷委員をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号4番から6番の3件ありまして、1件目は双六原、2件目が的場、3件目が佐治町津野となっております、3件とも売買となっております。</p> <p>整理番号5番の的場につきましては、下限面積は30aになりまして取得後の経営面積は46aです。公共事業の代替地として売買となったものです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>整理番号4番を審議します。担当推進委員の木浪委員、報告をお願いします。</p>
木浪委員	<p>農業委員と現地調査を行いました。譲受人は田を作っていますが、申請地は家の近くで、村の入口でよく目立ち、今現在耕作放棄地になってはいますが、やむなく耕作するというような内容です。チェックシートに基づきまして確認したところ、農機具等も所有して、5反ほど作っておられ、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>引き続き、農業委員、福田委員の報告をお願いします。</p>
福田(淳)委員	<p>譲受人は、68歳で農業をしており、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号4番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。</p> <p>引き続き整理番号5番を審議します。担当推進委員の霜田委員報告をお願いします。</p>
霜田委員	<p>農業委員、事務局、県の担当者、私で現地確認しました。ここは大路川の排水機場の関係で、県が市から買収し、その土地を譲受人に代替地として譲渡するというものです。譲受人の家が近隣にありまして、機械等についても所有しておられます。</p>

議	長	引き続きまして、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。	
河	毛	委員	推進委員の言う通りチェックシートに基づきまして何ら問題はありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)	
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 引き続き整理番号6番を審議します。担当推進委員の山下委員報告をお願いします。	
山	下	委員	譲渡人、譲受人、農業委員、私の4名で現地立会しました。現地の状況は集落内で譲渡人と譲受人の家の間にある農地で1メートル未満の水路がありますが問題なく、チェックシートを確認しましたが何ら問題ないと判断しました。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。	
福	安	委員	推進委員の言う通りで問題なしと報告します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)	
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)	
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。	
議	長	続きまして議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	整理番号は7番と8番の2件です。 整理番号7番、申請地は上砂見、転用目的としましては墓地となっており、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしとなっております。 整理番号8番、申請地は大塚と野坂の一筆ずつとなっており、転用目的は農業用事務所、農地区分は第1種農地、許可根拠は農業用施設等となっております。 以上です。
議	長	整理番号7番を審議します。担当推進委員の森尾委員報告をお願いします。	
森	尾	委員	農業委員と事務局の3人で現地を確認しました。申請者の墓地は山の上であり進入路をイノシシ等の獣に荒らされ苦労されていたところでした。移転を考えられ代替地に10年ぐらい前から用水の確保が難しくなっている申請地に、墓地の移転として今回申請されたようです。申請地についてチェックシートに基づき確認した結果、許可することに問題ないということをご報告します。
議	長	引き続き担当農業委員 上田農業委員の報告をお願いします。	

上田委員	先ほど推進委員が説明されましたとおり、保全管理もされていまして問題ないと判断しました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号7番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 続きまして、整理番号8番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。
民谷委員	農業委員と一緒に現地を確認しましたので報告します。申請者は鳥取大学で、農業用の管理棟の老朽化に伴い建て替えるという内容です。鳥取大学農学部で鳥取市大塚にかなり広い梨園を持っておられ、収穫時等にはアルバイトの方が数名作業にあたられています。 今回の内容については、梨園の北側、山の中ですが、4つの棟があります。ひとつは、事務所を含めた管理棟、それから機械倉庫、もう一つは収納庫、さらに選果場の4つの棟があるわけですが、今回の申請については、管理棟を壊して、それから収納庫も取り壊して、ここに新たに管理棟を作る、この管理棟を事務所と休憩所とする内容でございます。 申請地は山の中にありまして、鳥取大学の敷地以外はすべて田となっています。建屋と田の間には十分な堤がありますので、建て替え等について何ら心配ありません。以上のことから、今回の農地転用許可申請については問題なしと判断しています。
議長	続きまして担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員が詳しく報告した通りです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号8番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 以上で議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終了します。
議長	続きまして、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号10番から13番の4件となります。 整理番号10番、申請地は鳥取市嶋、転用目的として墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしとなっています。 整理番号11番、申請地は上砂見、転用目的としましては、墓地となっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしとなっております。 整理番号12番、申請地は佐治町津野、転用目的としましては住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続となっております。 整理番号13番、申請地は河原町佐貫、転用目的としましては農業用倉庫、農地区分は第1種農地、許可根拠は農業用施設等となっています。

議 長	整理番号10番を審議します。担当推進委員、民谷委員の報告をお願いします。
民 谷 委 員	整理番号10番の5条申請につきまして、農業委員と一緒に現地確認しましたので報告します。 申請内容は、譲受人が譲渡人の畑の一部を借りて、墓地にするという内容です。場所は野坂川の堤防と山に囲まれた狭い畑であります。この付近、昔は狭いながらも畑を作っていました。最近では頻りにイノシシが出るということと、山裾で日当たりも悪いということもあり、最近では休耕地がほとんどで、草が生い茂っている状態です。 ただし、今回の申請地につきましては、草が刈られており、ここを墓地にしたいということが分かるようになっております。申請地の一部は以前所有者が転用をされて墓地として利用されております。その墓地のすぐ隣の5㎡が今回の申請地となっております。今回の申請地の周辺は、奥が山、左側が墓地、下手側に川、休耕地となっており草が生えています。以上のような状態で、ここに墓地を作ることによって周辺の農地に悪影響を与えることはないかと判断しました。 以上のことから、今回の申請につきましては問題ないと判断しました。
議 長	引き続き、担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。
加 藤 委 員	譲受人の今の墓地は山の中にあり、傾いてきている。直すにも大変な費用がかかるということです。譲渡人の土地には既に3軒の墓地があり、その一角を利用したいということで今回の申請になったものです。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号10番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして整理番号11番を審議します。担当推進委員、森尾委員の報告をお願いします。
森 尾 委 員	整理番号11番について、農業委員、事務局の3名で現地確認しました。譲受人は平成12年まで上砂見で生活されていて、今の墓地はイノシシに荒らされており、移転したいということを計画されており、今回の申請を行ったものです。今回の申請についてチェックシートに基づき確認しましたが、適切に処理されておりました。
議 長	引き続きまして、担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上 田 委 員	推進委員の説明のとおりで、何ら問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。 続きまして整理番号12番を審議します。担当推進委員の山下委員、報告をお願いします。

山下委員	5条、整理番号12番を報告します。譲渡人、譲受人、農業委員、私の4名で現地立会しました。譲受人は4世代で住んでおられまして、申請者のお孫さんが生まれて、本宅が狭いということで場所を考えておられたようですが、譲渡人との間の農地を転用して、そこに住宅を建てたいということです。 チェックシートを確認し、問題ないと判断し報告します。
議長	引き続き、担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員	何ら問題ありませんでした。報告終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして整理番号13番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員	バイパスに倉庫がかかるということで、コースの変更を頼んだができないということで、倉庫は取り壊しになる予定。譲渡人は県になっていますが、個人所有だった田を県が買い上げ代替地になったもの。元の所有者は大阪の方に住んでいて、荒地だったところで、現在ある倉庫の真横にありますので、場所的にも問題ないということで、部落としては早く代替地にしてくれと依頼した。何も問題ないと報告します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。
議長	引き続き議案第18号「非農地証明について」を議題とします。 今回も前月と同様に推進委員の報告をお願いします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案の訂正があります。議案書7ページになります。整理番号53番の申請者の氏名が間違っていましたので、訂正をお願いします。 整理番号は47番から64番、全部で18件となっております。内整理番号49番、59番、64番が市街化区域となっております。こちらは事務局で説明させていただきます。申請地、申請者、申請事由等は議案書に記載のとおりです
議長	整理番号47番を審議します。担当推進委員の大石委員、報告をお願いします。
大石委員	農業委員と事務局、申請者と現地確認しました。チェックシートに照らし合わせて問題ないと判断しました。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号47番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 続きまして、整理番号48番を審議します。担当推進委員、谷口委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	員	事務局、農業委員、推進委員2名の計4人で現地を確認しました。申請地は以前、申請者の父親が果樹園をしていたが、申請者は耕作されず20年以上耕作されず放棄された為、原野化してしまっていて、自然潰廃した農地で、復旧が困難な土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号48番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 引き続き整理番号49番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	局	申請地は鳥取市馬場町、現状としましては20年以上前から隣接地の土地とともに一体として、建物敷地として利用されているものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になると思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号49番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号50番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	員	用瀬町の農業委員と推進委員2名と事務局の4名で現地確認しました。宅地の周りの農地で、既に農地としての機能はありません。50年以上前から住宅等の敷地として利用されていた土地で、農地行政上、特に支障がないと認められる土地です。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号50番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

		続きますして整理番号51番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		農業委員、事務局で現地確認しました。現地には物置小屋がありますが、これは50年以上前に牛小屋として建てられたもので、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障のないと認められる土地となります。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号51番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きますして整理番号52番、53番、54番を一括で審議します。担当推進委員、山根委員の報告をお願いします。
山根委員		事務局と農業委員、推進委員、申請者の4名で現地確認しました。申請地の周りは、部落有の土地で、市が埋め立てて利用したいということですが、整理番号52から54番の3筆が個人所有ということです。 現地を確認したが、山道で近くまでいけないところで、部落としてはいい話と喜んでいるところです。
議長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号52、53、54番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きますして整理番号55番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。
山脇委員		農業委員、推進委員3人、事務局の5名で、現地を確認しました。すべて20年以上耕作されておらず、原野化しており、復旧は困難な土地に該当するという事で問題ないと思われまます。
議長		山本推進委員補足がありますか。
山本(良)推進委員		現地に行くのも大変なところで、問題ないと思います。
議長		質問・意見はありませんか。依藤委員どうぞ。
依藤委員		面積があまりにも膨大なので、荒廃された経緯を教えてください。
議長		山田委員補足をお願いします。
山田(準)委員		面積が大きいので、経緯を周辺の部落の人から聞いて調べました。昭和30年から40年代にリンゴやクリ、カイコを作るために農地開発しようと一帯を農地開発しました

が、うまくいかなくて農地開発したところは潰れてしまいました。その跡地をどうするかということで、遊園地を行う会社が入ってきましたが、遊園地に使う部分のみ購入され、周辺の農地がそのまま残ってしまい、それが荒れ放題になってしまったということです。後を受けた法人が非農地の申請をされたものです。

議 長 その他質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号 55 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。
引き続き整理番号 56 番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。

小林（洋）委員 事務局、農業委員、私の 3 人で現地確認しました。現場は山の中の狭い農地で原野化しており、大変な場所で問題ないと思います。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号 56 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。
引き続き整理番号 57 番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。

浜辺委員 事務局と農業委員、申請者の 4 人で現地確認しました。この土地は以前タバコを作っていたところで、現在は原野化している農地で、復旧は困難な土地です。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号 57 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。
続きまして整理番号 58 番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。

小林（照）委員 農業委員、推進委員、事務局でチェックシートに沿って現地確認しました。20 年以上前から企業の社屋が建っており、現在も社屋の敷地として利用されている。転用の事実行為から 20 年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地であると判断しました。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

		整理番号58番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号59番を審議します。市街化区域なので事務局の説明をお願いします。
事	務	整理番号59番につきましては、申請地が南限になります。現況は、平成12年頃より建物が建っており、現在は宅地として利用されています。人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号59番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号60番を審議します。担当推進委員の霜田委員、報告をお願いします。
霜	田	農業委員と事務局、申請人の代わりに行政書士と一緒に現地を確認しました 申請地は前所有者が資材置場として潰廢されたところで、その後資材置場として借りたのとの申し出があり、貸していたところです。前面は道路で残りもすべて農地ではなくなっているところです。 チェックリストに基づきまして、人為的な潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、その開発行為、建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号60番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 引き続き整理番号61番、62番、63番を一括で審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平	林	農業委員、事務局、推進委員2名の4名で現地確認を行いました。長期間耕作しておらず、現在は原野化しているところで、問題ないと思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号61番、62番、63番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

		<p>続きまして整理番号64番、市街化区域ですので、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>整理番号64番、申請地は鳥取市立川町5丁目で、現況としましては、昭和49年に住宅を建築し、現在も住宅の敷地として利用しているものです。人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地であります。</p>
議長		<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長		<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号64番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。以上で議案第18号「非農地証明について」を終了します。</p> <p>続きまして、議案第19号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>別紙の農用地利用集積計画の1ページをご覧ください。 新規19件、更新35件となっています。権利種別の内訳は、賃借権41件、使用貸借権13件の計54件となっています。面積は田146,621㎡、畑30,890㎡、その他9,971㎡の計187,482㎡となっています。</p>
議長		<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長		<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第13号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第20号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>別紙となっている農用地利用配分計画(案)をご覧ください。 権利の種別として、賃借権が45件、使用貸借権が4件の計49件となっています。面積は、田60,919㎡、畑22,210㎡、その他2,478㎡の計85,607㎡となっています。</p>
議長		<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長		<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第20号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地の形状変更届出書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について <p>これで令和3年度 第3回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時6分</p>
------------	--